

資格確認書等交付時制度説明冊子作成請負業務  
一般競争入札説明書

【内訳】

入 札 説 明 書  
仕 様 書

令和8年3月

茨城県後期高齢者医療広域連合

# 入 札 説 明 書

令和8年3月6日に公告した資格確認書等交付時制度説明冊子作成請負業務に係る一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

### (1) 委託業務の名称

資格確認書等交付時制度説明冊子作成請負業務

### (2) 委託業務の内容

資格確認書等交付時制度説明冊子作成請負業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

### (3) 履行期限

令和8年7月17日

### (4) 納入場所

仕様書で指定する場所

### (5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とします。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜き金額)を入札書に記載してください。

## 2 入札参加者の資格に関する事項

### (1) 申請書を提出する時点で有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿に

において「広告・出版・催物」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

### (2) 全国の地方公共団体及び全国の後期高齢者医療広域連合が発注する同類業務に対して、業務委託についての受注実績がある者であること。

### (3) 委託業務に関する管理責任者を適正に配置できる者であること。

### (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）に関する質疑応答書提出場所

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚 1 丁目 1 番地 ミオス 1 階

茨城県後期高齢者医療広域連合 総務課

電話 029-309-1211

FAX 029-309-1126

(2) 入札説明書等の交付場所

茨城県後期高齢者医療広域連合総務課及び茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページで行う。

ホームページアドレス <https://www.kouiki-ibaraki.jp/>

(3) 入札説明書等の交付期間

入札公告の日から令和 8 年 3 月 16 日（月）まで

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合総務課における入札説明書等の交付は、茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）第 1 条第 1 項に定める休日を除く午前 9 時から午後 4 時までの間において行うものとする。

(4) 入札説明書等に関する質問方法等

ア 質問方法

FAX 又は E メールにより質疑応答書を提出すること。

E メールアドレス：k08soumu@union.ibaraki.lg.jp

イ 質問期間

入札公告の日から令和 8 年 3 月 16 日（月）正午まで

これ以降に到達したものについては回答しないので留意すること。

ウ 回答方法

提出された質問に対する回答は、茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載する方法により行う。

ホームページアドレス <https://www.kouiki-ibaraki.jp/>

個別の回答は行わないので留意すること。

(5) 入札者に求められる事項

ア この入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ入札説明書等の交付を受けるか、又は閲覧しなければならない。

イ 入札参加希望者は、次の書類を上記 3 (3) で指定する入札説明書等の交付期間内に提出しなければならない。

なお、入札参加希望者は、提出した書類について広域連合職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

① 一般競争入札参加資格確認申請書

② 一般競争入札参加資格確認申請書を提出するときにおいて有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格結果通知書の写し

③ 契約実績証明書

④ 申出書

(6) 一般競争入札参加資格審査結果

一般競争入札参加資格確認申請の審査結果については、令和 8 年 3 月 18 日 (水) までに審査結果通知書を発送する。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

令和 8 年 3 月 30 日 (月) 午前 10 時 30 分

茨城県後期高齢者医療広域連合事務所

(8) 入札の辞退

上記 3 (1) に示す入札書の提出場所へ郵送又は持参により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額を、入札保証金として、入札日に納付しなければならない。

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成 21 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号。以下「財務規則」という。）第 134 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

イ 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約保証金として、契約締結のときに納付しなければならない。

ただし、財務規則第 161 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ・本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- ・入札に関する条件に違反した入札
- ・財務規則第 139 条に規定する事項（入札の公正を害する場合、入札金額が判読不能な場合、その他重大な不備がある場合等）に該当する入札

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第 135 条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札結果の公表

入札結果は、茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページ等で公表する。

## 資格確認書等交付時制度説明冊子作成請負業務仕様書

- 1 事業名 資格確認書等交付時制度説明冊子作成請負業務
- 2 履行期限 令和8年7月17日
- 3 作成数量 58,700部
- 4 寸法等 B6変形判(103mm×182mm) 32ページ(表紙本文含む)
- 5 用紙 上質紙 四六判 55kg
- 6 刷色 4色フルカラー
- 7 納入場所 茨城県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)及び  
及び数量 県内44市町村(【別紙】のとおり)
- 8 納入予定 令和8年6月下旬ごろ(詳細については、広域連合と別途協議すること。)

### 9 業務内容

#### (1) 掲載事項

- ・高齢者の医療の確保に関する法律で規定する後期高齢者医療制度について、被保険者を含む茨城県民にわかりやすく周知するものであり、次の項目に関する事項は必ず記載すること。
- ・掲載内容のイメージについては、広域連合より別途提供することとする。

- ① 後期高齢者医療制度の概要
- ② 後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上(65歳以上75歳未満で、一定の障害があると認定された方)であること。
- ③ 医療機関等にかかるときの利用に関すること。
- ④ 後期高齢者医療制度で受けられる医療給付に関すること。
- ⑤ 医療費の自己負担割合及び自己負担限度額に関すること。
- ⑥ 高額療養費及び高額介護合算療養に関すること。
- ⑦ 入院時の食事代等に関すること。
- ⑧ 第三者行為の届出に関すること。
- ⑨ 療養費及び葬祭費等の支給に関すること。
- ⑩ 保険料(保険料率、算出方法、軽減措置、納付方法、口座振替等)に関すること。
- ⑪ 保健事業(健康診査、医療費通知、お薬手帳、ジェネリック医薬品等)に関すること。
- ⑫ 広域連合及び茨城県内市町村担当課の問合わせ先
- ⑬ 表紙に「茨城県後期高齢者医療広域連合」の名称及びシンボルマークを記載すること。

## (2) デザイン、構成等

- ・デザイン、構成等については、次のとおりとする。
- ・詳細については、広域連合と受注者が協議して決定する。

### ①文章について

- ・本文の文字の大きさについては、原則12pt以上（脚注や図表等の文字については、この限りではない）とする。

### ②イラストについて

- ・当冊子の作成については、イラスト等を掲載し、読みやすいものとする。
- ・イラストは受注者が必要に応じて、挿入及びレイアウトすること。
- ・イラストの内容は必要に応じて、広域連合がイメージを指定し、受注者が準備すること。

### ③デザインについて

- ・対象者が後期高齢者であることを配慮し、全体の統一性を持たせた見やすいデザインとすること。
- ・いばらきユニバーサルデザイン（UD）サービス・情報ガイドライン等を参考に色弱者が混同する色の組合せを避けて作成すること。

### ④用紙について

- ・仕様書に定める用紙の調達が困難な場合については、広域連合の了解を得た上、代替の用紙による作成を認めることとする。

### ⑤成果物について

- ・成果物のデータについては、PDF形式で作成すること。
- ・広域連合ホームページへの掲載を想定しているため、校正の段階で発生した不要な線、文言等は必ずデータから削除すること。
- ・成果物については、著作権の帰属先に関わらず、被保険者を含む茨城県民に周知することを目的とする限りにおいて、広域連合及び茨城県内市町村のホームページへの掲載等の二次的著作物の利用を許諾すること。
- ・広域連合ホームページへのアップロードに支障が無いよう、PDFデータひとつあたりの容量については、500KB程度を目安とし、最大でも1MBを超えないものとする。
- ・表紙と本文のデータが1つのPDFデータにまとまっていることが望ましいが、当該データ容量が1MBを超えてしまう場合は、表紙と本文を分割したり、本文をページごとに分割したりしても差し支えないが、事前に広域連合と協議して決定すること。
- ・成果物のデータについては、CD-ROM等の電子媒体2組を広域連合へ納入すること。

## (3) 校正

- ・校正については、色校を含め原則3回以上行うこととする。

## (4) 納入について

- ・納入物を100部で束ね、容易にわかるよう、仕切紙などを挿入して区分すること。

#### (5) 納入前検査

- ・納入前に納入予定物品 100 部を広域連合へ提出し、検査を受けること。また、成果品は検査を受け、合格をした後に納入すること。
- ・前項の検査に合格しないときは、納入期限までに必要な措置を講じてあらためて検査を受けること。また、不合格品に係る措置に要した費用は、受注者の負担とする。
- ・当該検査に用いる物品については、納入数量に含めないものとする。

#### (6) 成果品等の帰属

- ・委託業務の履行に伴い発生する成果品及び納品データの所有権については、すべて広域連合に帰属すること。

### 10 注意事項

- ・業務着手前に工程表を作成の上、業務日程を広域連合と協議して決定すること。
- ・成果品の作成工程で特許等にかかる技術を使用する場合には、受注者の責任において、その特許等の使用許可を得るとともに、その費用を受注者が負担するものとする。
- ・パンフレットに使用するイラスト、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任を受注者が負うこととする。
- ・入札額については、作成費用だけでなく、配送にかかる費用など一切の費用を含めること。
- ・掲載事項については、国からの情報に合わせて校正時に変更する場合がある。

### 11 その他

- ・本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合については、その都度、広域連合と受注者が協議して決定する。
- ・本仕様書は現時点での制度内容に基づくものであり、今後変更が生じることがあります。変更が発生した場合は速やかに情報を相互に共有し、対応すること。

令和8年度 資格確認書等交付時制度説明冊子 納入場所及び数量

No.	市町村名	部署名	郵便番号	住所	電話番号	数量
1	水戸市	保健医療部 国保年金課	310-8610	茨城県水戸市中央一丁目4番1号	029-232-9528	4,300
2	日立市	保健福祉部 国民健康保険課	317-8601	茨城県日立市助川町1丁目1番1号	0294-22-3111	3,100
3	土浦市	保健福祉部 国保年金課	300-8686	茨城県土浦市大和町9番1号	029-826-1111	2,500
4	古河市	健康推進部 国保年金課	306-8601	茨城県古河市長谷町3番18号	0280-22-5111	2,600
5	石岡市	生活環境部 保険年金課	315-8640	茨城県石岡市石岡一丁目1番地1	0299-23-1111	1,500
6	結城市	市民生活部 保険年金課	307-8501	茨城県結城市中央町二丁目3番地	0296-32-1111	1,000
7	龍ヶ崎市	健康スポーツ部 保険年金課	301-8611	茨城県龍ヶ崎市3710番地	0297-64-1111	1,500
8	下妻市	保健福祉部 保険年金課	304-8501	茨城県下妻市本城町三丁目13番地	0296-43-2111	800
9	常総市	健康保険課	303-8501	茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3	0297-23-2111	1,200
10	常陸太田市	保健福祉部 保険年金課	313-8611	茨城県常陸太田市金井町3690番地	0294-72-3111	1,200
11	高萩市	市民生活部 市民課 後期高齢者医療担当	318-8511	茨城県高萩市本町1丁目100番地の1	0293-23-2117	700
12	北茨城市	市民福祉部 保険年金課	319-1592	茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地	0293-43-1111	1,000
13	笠間市	保健福祉部 保険年金課	309-1792	茨城県笠間市中央三丁目2番1号	0296-77-1101	1,500
14	取手市	健康福祉部 国保年金課	302-8585	茨城県取手市寺田5139番地	0297-74-2141	2,200
15	牛久市	保健福祉部 医療年金課	300-1292	茨城県牛久市中央3丁目15番地1	029-873-2111	1,600
16	つくば市	保健部 医療年金課	305-8555	茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1	029-883-1111	3,200
17	ひたちなか市	保健福祉部 国保年金課	312-8501	茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号	029-273-0111	2,400
18	鹿嶋市	健康福祉部 国保年金課	314-8655	茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1	0299-82-2911	1,400
19	潮来市	市民福祉部 市民課	311-2493	茨城県潮来市辻626番地	0299-63-1111	600
20	守谷市	健幸福祉部 国保年金課 後期高齢者医療担当	302-0198	茨城県守谷市大柏950番地の1	0297-45-1111	1,200
21	常陸大宮市	保健福祉部 医療保険課	319-2292	茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6	0295-52-1111	1,000
22	那珂市	保健福祉部 保険課	311-0192	茨城県那珂市福田1819番地5	029-298-1111	1,100
23	筑西市	保健福祉部 医療保険課	308-8616	茨城県筑西市丙360番地	0296-24-2111	2,100
24	坂東市	市民生活部 保険年金課	306-0692	茨城県坂東市岩井4365番地	0297-35-2121	1,200
25	稲敷市	市民生活部 保険年金課	300-0595	茨城県稲敷市犬塚1570番地1	029-892-2000	900
26	かすみがうら市	保健福祉部 国保年金課	315-8514	茨城県かすみがうら市下稻吉2633番地19	0299-59-2111	800
27	桜川市	市民生活部 国保年金課	309-1292	茨城県桜川市岩瀬64番地2	0296-75-3125	900
28	神栖市	健康増進部 国保年金課	314-0192	茨城県神栖市溝口4991番地5	0299-90-1143	1,700
29	行方市	市民福祉部 国保年金課	311-3512	茨城県行方市玉造甲404番地	0299-55-0111	800
30	鉾田市	福祉保健部 保険年金課	311-1592	茨城県鉾田市鉾田1444番地1	0291-36-7642	1,100
31	つくばみらい市	保健福祉部 国保年金課	300-2395	茨城県つくばみらい市福田195番地	0297-58-2111	900
32	小美玉市	保健衛生部 医療保険課	319-0192	茨城県小美玉市堅倉835番地	0299-48-1111	1,000
33	茨城町	保健福祉部 保険課	311-3192	茨城県東茨城郡茨城町小堤1080番地	029-292-1111	700
34	大洗町	住民課 後期高齢・年金係	311-1392	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275	029-267-5111	400
35	城里町	国保年金課 医療福祉グループ	311-4391	茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地25	029-288-3111	500
36	東海村	福祉部 保険課	319-1192	茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号	029-282-1711	500
37	大子町	町民課 国保年金担当	319-3521	茨城県久慈郡大子町大字北田気662番地	0295-76-8125	500
38	美浦村	保健福祉部 国保年金課	300-0492	茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地	029-885-0340	300
39	阿見町	保健福祉部 国保年金課	300-0392	茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号	029-888-1111	900
40	河内町	町民課 国保高齢者保健係	300-1392	茨城県稲敷郡河内町源清田1183番地	0297-84-2111	200
41	八千代町	町民くらしの部 国保年金課	300-3592	茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170番地	0296-48-1111	500
42	五霞町	町民税務課 保険係	306-0392	茨城県猿島郡五霞町小福田1162番地1	0280-84-1965	300
43	境町	福祉部 保険年金課	306-0495	茨城県猿島郡境町391番地1	0280-81-1306	500
44	利根町	保険年金課 後期医療係	300-1696	茨城県北相馬郡利根町大字布川841番地1	0297-68-2211	400
45	広域連合	事業課 資格保険料係	311-4141	茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階	029-309-1213	4,000
				合計		58,700

# 後期高齢者医療制度 のご案内

令和8年度版

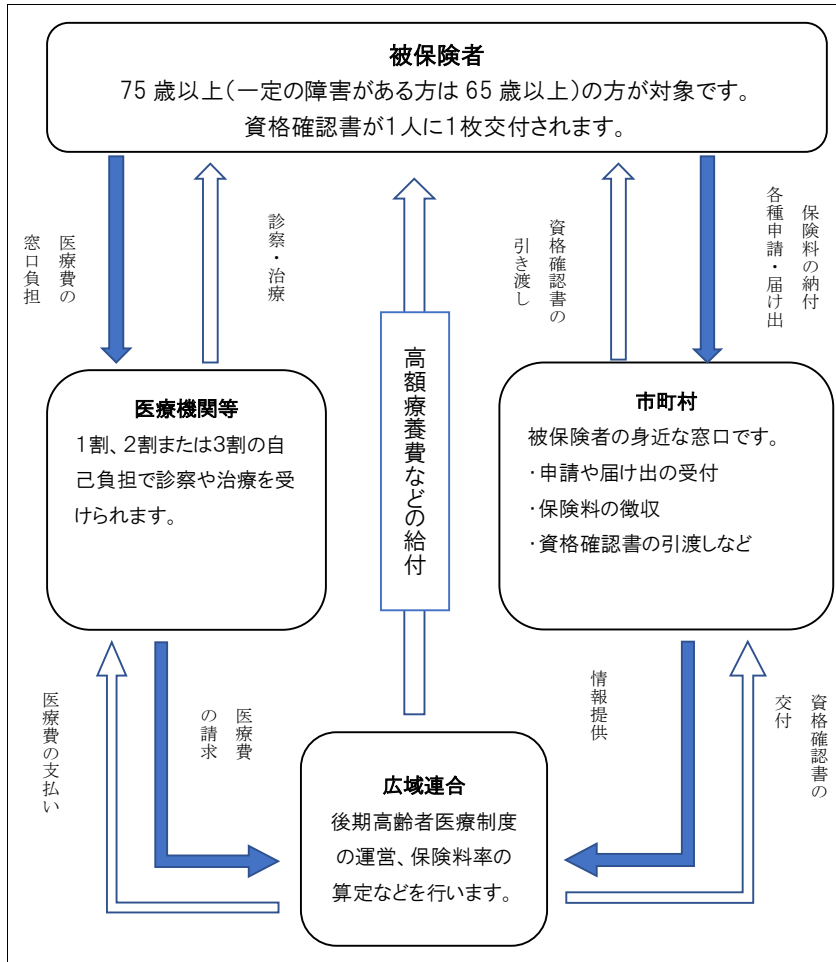
## もくじ

■後期高齢者医療制度の概要	1
■被保険者となる方	2
■医療機関等にかかるとき	4
マイナ保険証を利用	4
資格確認書を利用	5
■後期高齢者医療で受けられる医療給付	7
■自己負担の割合	8
■自己負担の限度額	11
■入院時の食事代等	14
■交通事故などにあつたとき	15
■こんなときにかかった費用も支給されます	15
■あとから費用が支給される場合	16
■保険料について	17
令和8年度の保険料率	18
個人ごとの保険料の決めかた	18
保険料の軽減について	19
令和8年度保険料の具体例	20
保険料の納めかた	22
保険料を滞納したとき	23
保険料の納付に関するご相談は市町村へ	23
■健康診査について	24
■健康寿命を延ばすための「フレイル」予防について	25
■正しい医療のかかり方	26
■医療費通知書について	27
■お問い合わせ先一覧	28



茨城県後期高齢者医療広域連合

## 後期高齢者医療制度の概要



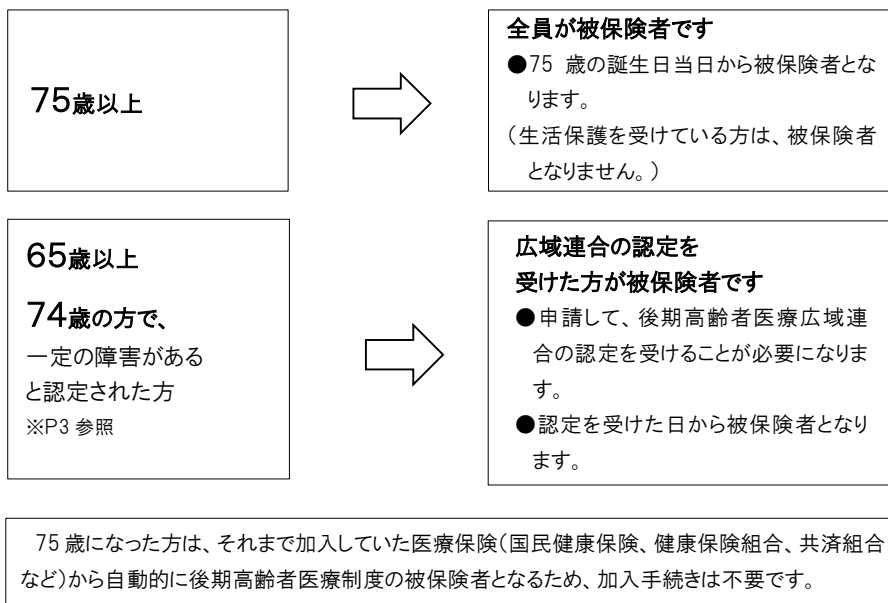
- 75歳以上の方(一定の障害のある方は65歳以上の方)が対象となります。
- 医療機関窓口における負担割合は、1割、2割(一定以上の所得のある方)または3割(現役並み所得者)となります。
- 保険料率は、県内一律の算定方法となり、原則年金からの天引きとなります。
- 運営は、各都道府県に設けられた後期高齢者医療広域連合が行います。
- 各申請書の受付や資格確認書の交付などの窓口業務、保険料の徴収は、お住まいの市町村が行います。

## 後期高齢者医療制度とは

75歳以上の方(一定の障害がある65歳以上75歳未満の方)を対象とする医療制度です。これまで保険料を負担していなかった被用者保険(健康保険組合や共済組合などの医療保険)の被扶養者であった方も、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

## 被保険者となる方

茨城県内にお住まいの以下の方が対象となります。



## ○広域連合が認定する障害の程度について(障害認定)

広域連合が認定する障害の程度は次のとおりとなります。

- ・国民年金法における障害年金1級または2級の受給者
- ・身体障害者手帳1級～3級の該当者
- ・身体障害者手帳4級の音声または言語機能障害、下肢障害の1号、3号または4号該当者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級該当者
- ・療育手帳Aまたは④該当者

**お住まいの市町村担当課に申請し、一定の障害があると当広域連合から認定された日から対象となります。**

また、障害認定を受けて被保険者となった方については、75歳の誕生日の前日までいつでも将来に向かって申請を撤回（後期高齢者医療制度からの脱退）して他の医療保険に加入することができます。**ただし、過去にさかのぼって認定を受けたり、撤回することはできません。**詳しくは、お住まいの市町村担当課にご相談ください。

## ○県外へ転出する場合

被保険者がほかの都道府県に住所を移したときは、原則として、転入先の都道府県広域連合の被保険者となります。ただし、転出の際、ほかの都道府県の介護保険施設、社会福祉施設、病院等に直接住所を移した場合（住所地特例）は、引続き転入前住所地の広域連合の被保険者となります。

※既に県外の施設、病院等に住所があり、県内市町村国保の被保険者であった方が、75歳に到達または障害認定を受けた場合は、茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。

## 医療機関等にかかるとき

医療機関等では、次の①か②のいずれかの方法により資格情報の確認が必要になります。

### ① マイナ保険証を利用

健康保険証利用登録をしているマイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちの方はマイナ保険証を利用して、医療機関等で受付することができます。

なお、マイナ保険証を紛失等した場合や医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方(高齢者、障害がある方等)については、市町村の担当窓口にて、申請により資格確認書を交付しますので、こちらをご利用いただけます。

#### ●マイナ保険証の利用方法

##### ① 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

##### ② 本人確認

顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。

##### ③ 同意の確認

診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

##### ④ 受付完了

イラスト

#### ●マイナ保険証ならではのメリット

- ・過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられます。
- ・突然の手術・入院でも高額支払いが不要になります。
- ・救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用されます。

#### ●マイナ保険証の利用に係る注意点

- ・マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する**事前手続きが必要**です。
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限後3か月を過ぎると、マイナンバーカードでの資格確認ができないため、お早めに住民登録のある市町村窓口にて更新手続きをお願いします。
- ・一部の医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合がありますので、事前の確認が必要です。医療機関等の受付でマイナ保険証の読み取りができない場合には、マイナンバーカードと一緒に「資格確認書」や「マイナポータル資格情報画面」を提示することで、受診することができます。

※「マイナポータル資格情報画面」はマイナポータルにログインし、「健康保険証」のページを開くことで確認できます。

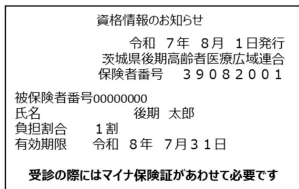
●資格情報のお知らせについて

マイナ保険証をお持ちの方には、令和8年8月以降、自身の被保険者番号、氏名、自己負担割合などの資格情報が記載されたA4サイズの「資格情報のお知らせ」(下記参照)が交付される予定です。

新たに後期高齢者医療制度に加入した場合や自己負担割合等が変更された場合に交付します。

なお、「資格情報のお知らせ」のみで受診することはできませんのでご注意ください。

※右下を切り取って、ご利用いただくことができます。



② 資格確認書を利用

マイナンバーカードと健康保険証が一体化されたことに伴い、本来はマイナ保険証をお持ちでない方に資格確認書をお送りすることになっていますが、後期高齢者医療制度においては、令和8年7月31日までの間、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、申請いただくことなく資格確認書をお送りします。

「資格確認書」を医療機関等に提示することで、ご自身の自己負担割合で保険診療を受けることができます。

医療機関等にかかるとき、自己負担限度額の適用を受けるには、所得の区分に応じた「限度区分」が記載された資格確認書を提示する必要があります。

お住まいの市町村担当窓口申請して「限度区分」が記載された資格確認書の交付を受けてください。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和8年7月31日
交付年月日	令和7年8月1日
被保険者番号	00000001
住所	水戸市赤塚1丁目1番地
氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和5年5月5日
資格取得年月日	平成20年4月1日
負担割合	1割
適用区分	平成20年4月1日
特定疾病区分	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39082001 茨城県後期高齢者医療広域連合 印

※資格確認書で医療機関を受診等する場合、ご本人が過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医療機関等で確認することはできません。

## ○資格確認書について

資格確認書には、一部負担金の割合(自己負担割合)や有効期限などの必須記載事項と、高額療養費制度における限度額区分などの**任意記載事項**が記載されています。任意記載事項を資格確認書に記載する場合には、お住まいの市区町村の担当窓口へ申請が必要です。

※紛失等による再交付については、お住まいの市町村の担当窓口へ申請が必要です。

なお、手続きにはマイナンバーの記入が必要です。

### 《任意記載事項》

#### ・限度区分、発効期日

高額療養費制度における限度額の区分、発効期日です。

限度額区分を記載した資格確認書を提示することで、保険適用の医療費の窓口での自己負担額を限度額までとすることができます。(申請が必要です。)

※令和6年12月1日までに「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちであった方等には、令和7年7月に一斉交付する資格確認書にも自動的に限度額の区分が併記されています。

#### ・長期入院該当日

低所得者Ⅱの区分に該当する期間のうち、過去12か月で90日を超える入院期間がある場合は、申請により、長期入院該当日を資格確認書に併記します。医療機関の窓口へ提示することで、入院時の食事療養費標準負担額が、さらに減額されます。

#### ・特定疾病区分、発効期日

「特定疾病療養受療証」は、引き続き使うことができますが、申請により資格確認書へ特定疾病の区分を併記します。資格確認書を提示することで、特定疾病の自己負担限度額が1つの医療機関につき月額1万円となります。

※特定疾病の区分は下記の記号で表記します。

区分A:人工透析が必要な慢性腎不全

区分B:先天性血液凝固因子障害の一部(血友病)

区分C:血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

### 特定疾病認定について

厚生労働大臣が指定する特定疾病(先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)の場合の自己負担限度額は、月額1万円です。

「特定疾病認定」が必要になりますので、お住まいの市町村担当窓口へ申請してください。(他保険で「特定疾病認定」を受けていた場合でも再度申請が必要です。)

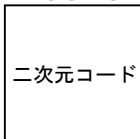
## ○マイナンバーカードの保険証利用登録方法

健康保険証としての利用登録は、マイナポータル、セブン銀行 ATM、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーなどから行うことができます。

### ●マイナポータルからの登録手順

- ①マイナポータルアプリを起動する。
- ②「健康保険証利用申込」を選択する。
- ③利用規約等を確認後、「同意して次に進む」を押し、利用者登録を行う。
- ④マイナンバーカードを読み取る。

マイナポータルは  
こちらから



- ・数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマートフォン(パソコンの場合は、ICカードリーダー)にぴったりとあてて「読取開始」を押す。

※健康保険証利用の申込が困難な方は、市町村において申込の支援を行っている場合がありますので、お住まいの市町村担当課にお問い合わせください。

## 後期高齢者医療で受けられる医療給付

病気やけがで医療機関等を受診する際にマイナ保険証や資格確認書を提示することで、保険が適用され一定の負担で医療を受けることができます。

(保険が適用される一例)

- 診察・検査
- 病気やケガの治療
- 薬の処方や注射の処置
- 入院や看護
- 在宅治療(かかりつけ医による訪問診療)

## ○マイナ保険証や資格確認書が使えないもの

【病気とみなされないもの】

- 入院時の食事代や差額ベッド代
- 健康診断や人間ドック
- 予防注射
- 美容整形や歯科矯正

【給付制限の対象となるもの】

- けんかなどによるケガや病気
- 故意の事故や犯罪によるケガや病気

【労災保険の対象となるもの】

- 仕事上の病気やケガ

【6か月以内の義歯の作製】

- 同じ部分の入れ歯を6か月以内に再作製
- ※違う部分の入れ歯の場合は保険適用になります。

## 自己負担の割合

医療機関等の窓口では、医療費等の一部を自己負担分として支払います。自己負担割合は毎年 8 月 1 日に所得等をもとに判定します。自己負担の割合は、下記の所得区分により世帯単位で決まります。

※資格確認書や資格情報のお知らせに自己負担の割合が明記されていますので、ご確認ください。

所得区分	割合
<b>現役並み所得者</b> 住民税課税所得(扶養控除の見直しに伴う調整控除後の金額)が 145 万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯にいる被保険者	<b>3割</b>
現役並み所得者のうち、昭和 20 年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯で、被保険者全員の旧ただし書き所得の合計額が 210 万円以下の被保険者	
<b>一般Ⅱ</b> 以下の①②の両方に該当する場合 ① 同じ世帯の被保険者の中に課税所得が 28 万円以上 145 万円未満の方がいる ② 「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計が下記の方 ・被保険者が1人の場合………200 万円以上 ・被保険者が2人以上の場合……合計 320 万円以上	<b>2割</b>
<b>一般Ⅰ</b> 現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の被保険者	<b>1割</b>
<b>低所得者Ⅱ</b> 世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰ以外)の被保険者	
<b>低所得者Ⅰ</b> 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の一人ひとりの所得(公的年金収入がある場合は、公的年金収入金額から 806,700 円を控除した額、給与所得がある場合は、給与所得の金額から 10 万円を控除した額)が0円となる被保険者	

※住民税課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いた額です。

※旧ただし書き所得とは、総所得金額等から基礎控除を差し引いた額です。

※自己負担の割合の判定には、住民税申告で計上される収入及び所得を用います。詳しくは、お住まいの市町村担当課にお問い合わせください。

**「現役並み所得者(3割負担)」のうち、基準収入額が適用される被保険者**

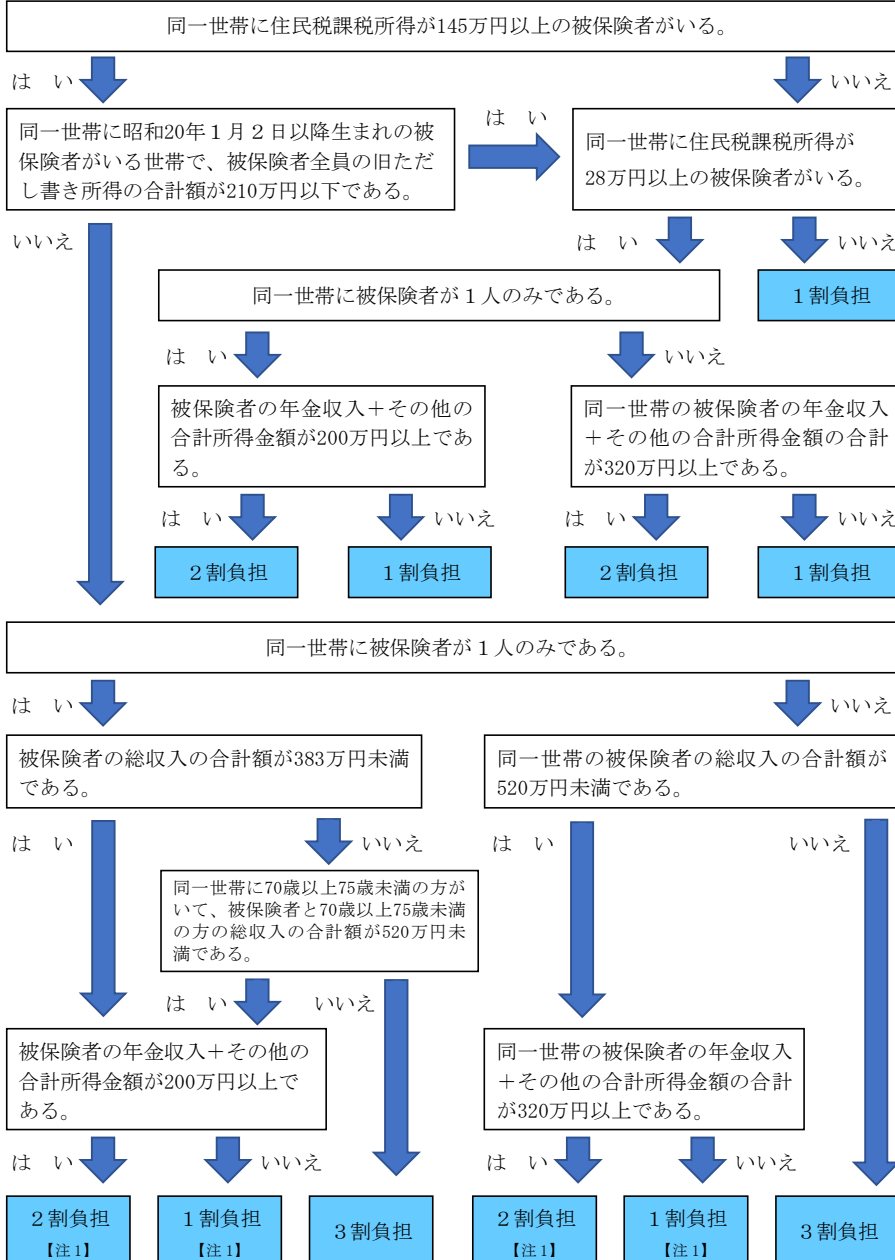
住民税課税所得額 145 万円以上の方でも、収入額 が以下の条件を満たす方は、1割または 2 割負担になります。

- ① 昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者および同じ世帯の 被保険者の、「賦課のもととなる所得金額の合計額が 210 万円以下(申請不要)
- ② 下表の収入判定基準を満たし、お住まいの市区町村に基準収入額適用申請を行い認定される(申請日の翌月 1 日から適用)

世帯の被保険者数	所得区分	割合
1 人	<b>一般Ⅱ</b> ・総収入の額が 383 万円未満であり、 年金収入＋その他の合計所得金額が 200 万円以上 <b>※同一世帯に 70 歳以上 75 歳未満の世帯員がいる場合</b> ・総収入の合計額が 520 万円未満であり、 被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が 200 万円以上	2 割
	・総収入の合計額が 520 万円未満であり、 年金収入＋その他の合計所得金額の合計が 320 万円以上	
2 人以上	<b>一般Ⅰ</b> ・総収入の額が 383 万円未満であり、 年金収入＋その他の合計所得金額が 200 万円未満 <b>※同一世帯に 70 歳以上 75 歳未満の世帯員がいる場合</b> ・総収入の合計額が 520 万円未満であり、 被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が 200 万円未満	1 割
	総収入の合計額が 520 万円未満であり、 年金収入＋その他の合計所得金額の合計が 320 万円未満	

## ○自己負担の割合の判定の流れ

※住民税非課税世帯の方は以下に関わらず、1割負担となります。



【注1】 お住まいの市町村担当課で収入の額を把握できない場合は、基準収入額適用申請が必要です。

## 自己負担の限度額

医療機関等にて、マイナ保険証や限度額の区分が記載された資格確認書で受付すると、1か月(同じ月内)の医療費が高額になったときは、医療機関等ごとに区分に応じた自己負担限度額までの支払いで済みます。

複数の医療機関等を受診されたことなどにより、自己負担限度額を超える窓口負担をした場合は、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として後日支給されます。

○医療費の自己負担限度額は、同じ世帯の後期高齢者医療の被保険者の住民税課税所得及び総収入額によって判定された所得区分ごとに異なり、具体的には次のとおりです。

### ※自己負担限度額(月額)

所得区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並み所得者Ⅲ (課税所得 690 万円以上)	252,600 円+(医療費-842,000 円)×1% <多数回 140,100 円 <sup>【注1】</sup> >	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得 380 万円以上)	167,400 円+(医療費-558,000 円)×1% <多数回 93,000 円 <sup>【注1】</sup> >	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得 145 万円以上)	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1% <多数回 44,400 円 <sup>【注1】</sup> >	
一般Ⅱ	18,000 円 (年間上限 144,000 円 <sup>【注2】</sup> )	57,600 円 <多数回 44,400 円 <sup>【注1】</sup> >
一般Ⅰ	18,000 円 (年間上限 144,000 円 <sup>【注2】</sup> )	
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

【注1】直近の12か月間で3月(回)以上、自己負担限度額を超えたときは、4月(回)目から自己負担限度額がさらに引き下げられます。

【注2】外来年間合算：一般区分の方で、1年間の自己負担額が144,000円を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。

●合算する期間：毎年8月から翌年7月まで

※期間中に保険の異動があった方は、広域連合から申請案内を送付できない場合や申請(以前の保険の自己負担額が分かる証明書を添付)が必要になる場合がありますので、お住まいの市町村担当課にご相談ください。

※計算期間中の低所得者区分に該当する月の外来の自己負担額も含めて計算します。

●月の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度に加入した方は、誕生月の自己負担限度額が通常の2分の1になります。

※障害認定による加入の場合は該当しません。

## ○高額療養費について

1か月(同じ月内)において11ページの自己負担限度額を超える窓口負担をしたときは、その超えた分が高額療養費として支給されます。

※入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは対象外です。

### 手続きの流れ

①初めて高額療養費に該当したときは、申請書を送りますので、お住まいの市町村担当課に提出してください(※2回目以降の該当のときには、申請手続きは不要です)。

↓

②支給決定通知を差しあげたのちに、初回申請時の指定口座にお振り込みします。

↓

③指定口座の変更を希望される場合は、お住まいの市町村担当課で変更の手続きをしてください。

## 高額介護合算療養費について

世帯の被保険者に、医療保険(後期高齢者医療制度、国民健康保険、被用者保険)と介護保険の両方の自己負担があり、1年間(毎年8月から翌年7月まで)の自己負担額を合計して、下記の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が、医療保険と介護保険で按分されてそれぞれ支給されます。

※医療保険分は広域連合から、介護保険分は市町村の介護保険担当課から別々に支給されます。介護保険分の支給は、医療保険分の支給から概ね1～2か月かかる場合があります。

### ※高額介護合算療養費の限度額(年額)

所得区分	後期高齢者医療制度＋介護保険の限度額
現役並み所得者Ⅲ (課税所得 690 万円以上)	2,120,000 円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得 380 万円以上)	1,410,000 円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得 145 万円以上)	670,000 円
一般Ⅰ・Ⅱ	560,000 円
低所得者Ⅱ	310,000 円
低所得者Ⅰ	190,000 円

- 自己負担額には、入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは含みません。また、高額療養費や高額介護(予防)サービス費が支給された場合は、その額を差し引いた額になります。
- 自己負担額から限度額を差し引いたとき、その超過額が 500 円を超える場合に限り支給されます。

## 入院時の食事代等

入院したときは、医療費のほかに食事代等の自己負担があります。

### ○入院した時の食事代

#### ※入院時の食事代の自己負担額(1食当たり)

現役並み所得者	一般	510 円
指定難病患者(現役並み所得者及び一般)		300 円
低所得者Ⅱ	90 日までの入院	240 円
	90 日を超える入院 (過去 12 か月の入院 日数)	190 円
低所得者Ⅰ		110 円

### ○療養病床に入院した場合

#### ※療養病床入院時の食費・居住費の自己負担額

所得区分		食費 (一食当たり)	居住費 (1日当たり)
現役並み所得者	一般	510 円*	370 円
低所得者Ⅱ		240 円	370 円
低所得者Ⅰ		140 円	370 円
	老齢福祉年金受給者	110 円	0 円

※一部医療機関では 470 円の場合もあります(施設基準等によるもの)。

### ○低所得者Ⅱ・Ⅰの方が食事代等の減額を受けるには

医療機関の窓口にマイナ保険証や限度額区分が記載された資格確認書を提示していただきます。必要な場合はお住まいの市町村担当課に申請してください。

※低所得Ⅱと判定された方で、過去 12 か月の入院日数が 90 日を超える場合(他の健康保険加入時に低所得Ⅱ相当と判定されていた期間の入院日数も対象となります。)は、お住まいの市町村担当課にご相談ください。

## 交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者の行為が原因の病気やケガにより保険診療を受ける場合は、届け出が必要です。

- 同乗中の事故
- 介護施設内の事故
- 他人のペットにかまれた

<イラスト>

<イラスト>

<イラスト>

### 必ず担当窓口へ届出を！

資格確認書、印かん、交通事故証明書を持って、お住まいの市町村担当課で「**第三者行為による被害届**」の手続きをしてください。

## こんなときにかかった費用も支給されます

### 訪問看護療養費の支給

医師の指示があり、訪問看護ステーションなどを利用した場合にかかった費用が支給されます。

※一部は利用者が負担します。

### 葬祭費の支給

被保険者が亡くなられたとき、葬祭費として葬祭を行った方に一律5万円が支給されます。

※葬祭を執行した方がわかる書類として以下の添付が必要になります。

- 葬儀(告別式等)を行った場合  
「会葬礼状」または「葬儀領収書」の写し
- 埋火葬のみを行った場合  
「埋火葬許可証」の写し及び「申立・誓約書」

## あとから費用が支給される場合

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、お住まいの市町村担当課に申請して広域連合が認めた場合に限り、自己負担分を除いた額が支給されます。

1	やむを得ない理由で、マイナ保険証等を持たずに受診したときや、保険診療を扱っていない医療機関にかかったとき(海外渡航中に治療を受けたときも含む)
2	医師が必要と認めた、輸血した生血代やコルセットなどの補装具代がかかったとき
3	医師が必要と認めた、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき
4	骨折やねんざなどで、保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき ※支給対象とならない場合があります。 また、骨折及び脱臼は医師の同意が必要です。
5	緊急、その他やむを得ず医師の指示があり、重病人の入院・転院などの移送に費用がかかったとき(移送費の支給)

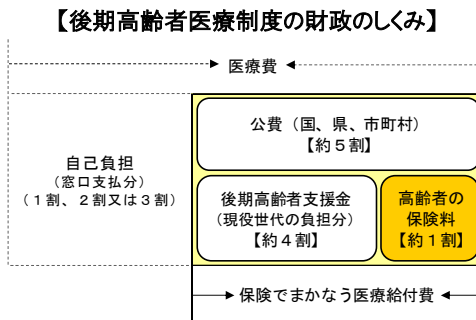
●申請の方法や添付書類につきましては、お住まいの市町村担当課または広域連合にお問い合わせください。

## 保険料について

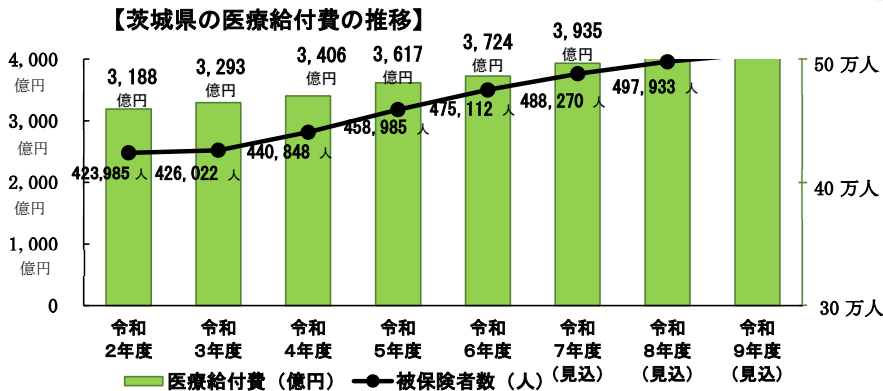
後期高齢者医療制度では、被保険者全員が個人ごとに保険料を納付します。

保険料は、全体の医療費から、病院窓口で支払う自己負担(患者負担)額を除いた額(医療給付費)の約1割をまかなっています。令和8年度より、後期高齢者医療保険料に子ども・子育て支援納付金分の保険料が上乗せされます。

### 保険料(医療分)



医療給付費が年々増加している中、保険料は、後期高齢者医療制度を支える大切な財源です。



### 保険料(子ども分)

子ども・子育て支援金制度は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

後期高齢者に加入されている方の場合、従来の保険料(医療分)に加えて、子ども・子育て支援納付金分の保険料をお支払いいただきます。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

### ○令和8年度の保険料率

	保険料（医療分）	保険料（子ども分）
均等割額	49,500円	1,400円
所得割率	9.32%	0.28%

※茨城県内は均一の保険料率となります。

※医療分・子ども分の保険料率は、2年ごとに見直されます。ただし、令和8年度分の子ども分保険料率は、上記となります。令和9年度分は令和8年度に算定いたします。

### ○個人ごとの保険料の決めかた

保険料は、医療分と子ども分を合算してお支払いいただけます。



※医療分と子ども分の保険料額は、それぞれに計算(100円未満の切捨て)して合算します。

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除額

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※基礎控除額とは、前年の合計所得金額等に応じ、次のとおりになります。

- ・2,400万円以下の場合……………43万円
- ・2,400万円超から2,450万円以下の場合……………29万円
- ・2,450万円超から2,500万円以下の場合……………15万円
- ・2,500万円超の場合……………0円

※保険料額の賦課限度額(上限)は、医療分が85万円、子ども分が2万1千円です。

※年度の途中で後期高齢者医療制度に加入した方は、資格取得月からの月割りで保険料が計算されます。

## 保険料の軽減について

### ①所得が低い方に対する軽減(医療分、子ども分共通)

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
① 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯	7割(※)
③ 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+ 「31万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
④ 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+ 「57万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※医療分の均等割額の軽減割合は7.2割軽減。子ども分の軽減割合は7割軽減となります。

- 収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は110万円)を差引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差引いて判定します。
- 給与所得者数等の数とは、給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数になります。
- 保険料の賦課期日である4月1日(年度の途中で後期高齢者医療制度に加入した方は資格取得日)の世帯状況で判定します。
- 賦課期日後に世帯構成に変更があっても、軽減には影響しません。

### ②被用者保険元被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減されます。

また、所得割額の負担はありません。(国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。)

①の「所得が低い方に対する軽減」の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。

- 加入後2年が経過し、この被用者保険の被扶養者の軽減措置が終了した方は、世帯の所得水準に応じて、①の「所得が低い方に対する軽減」を受けることができます。なお、所得割額の負担はありません。

## 令和8年度保険料の具体例

コメントの追加 [渡部1]: このページは令和8年度の料率確定してから全体的に修正。

### ①単身世帯の保険料早見表(概算)

単身世帯の被保険者本人の収入が、年金収入のみとした場合

年金収入	区分	均等割額の 軽減割合	均等割額	所得割率	所得割額	区分ごと 保険料	令和8年度 保険料額
80万円以下	医療分	7.2割	13,860円	—	—	13,800円	14,200円
	子ども分	7割	400円	—	—	400円	
190万円	医療分	5割	24,750円	9.32%	34,484円	59,200円	60,900円
	子ども分		700円	0.28%	1,036円	1,700円	
210万円	医療分	2割	39,600円	9.32%	53,124円	92,700円	95,400円
	子ども分		1,120円	0.28%	1,596円	2,700円	
300万円	医療分	軽減なし	49,500円	9.32%	137,004円	186,500円	192,000円
	子ども分		1,400円	0.28%	4,116円	5,500円	

※区分ごとの保険料額に100円未満の端数がある場合は、切捨てます。

#### ●計算例(単身世帯で年金収入210万円の場合)

均等割

- ・軽減判定所得：年金収入210万円－公的年金控除110万円－特別控除15万円＝85万円
- ・85万円 < 2割軽減の基準額100万円(43万円＋57万円×被保険者数1人)
- 均等割額(医療分) 49,500円×0.8(2割軽減該当のため) = 39,600円
- 均等割額(子ども分) 1,400円×0.8(2割軽減該当のため) = 1,120円

所得割

- ・賦課のもととなる金額：210万円－公的年金控除110万円－基礎控除43万円＝57万円
- 所得割額(医療分) 57万円×所得割率9.32% = 53,124円
- 所得割額(子ども分) 57万円×所得割率0.28% = 1,596円

医療分保険料

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 39,600\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline 53,124\text{円} \\ \hline \end{array} = 92,700\text{円}$$

子ども分保険料

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 1,120\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline 1,596\text{円} \\ \hline \end{array} = 2,700\text{円}$$

1年間の保険料額  
95,400円

$$= \begin{array}{|c|} \hline \text{医療分保険料} \\ \hline 92,700\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{子ども分保険料} \\ \hline 2,700\text{円} \\ \hline \end{array}$$

## ②2人世帯の保険料早見表(概算)

夫婦2人世帯(ともに後期高齢者医療保険制度の被保険者)で、世帯主である夫の収入が公的年金のみ、妻の収入が公的年金収入 80 万円以下の場合

夫の 年金収入	対象者	区分	均等割額 軽減割合	均等割額	所得割額	区分ごと 保険料	令和8年度 保険料額
80 万円以下	夫	医療分	7.2 割	13,860 円	—	13,800 円	14,200 円
		子ども分	7 割	400 円	—	400 円	
	妻	医療分	7.2 割	13,860 円	—	13,800 円	14,200 円
		子ども分	7 割	400 円	—	400 円	
210 万円	夫	医療分	5 割	24,750 円	53,124 円	77,800 円	80,000 円
		子ども分		700 円	1,596 円	2,200 円	
	妻	医療分	5 割	24,750 円	—	24,700 円	25,400 円
		子ども分		700 円	—	700 円	
280 万円	夫	医療分	2 割	39,600 円	118,364 円	157,900 円	162,500 円
		子ども分		1,120 円	3,556 円	4,600 円	
	妻	医療分	2 割	39,600 円	—	39,600 円	40,700 円
		子ども分		1,120 円	—	1,100 円	
300 万円	夫	医療分	軽減なし	49,500 円	137,004 円	186,500 円	192,000 円
		子ども分		1,400 円	4,116 円	5,500 円	
	妻	医療分	軽減なし	49,500 円	—	49,500 円	50,900 円
		子ども分		1,400 円	—	1,400 円	

## 保険料の納めかた

保険料は、お住まいの市区町村に納めていただきます。保険料の納め方は、年金からの引き落とし(特別徴収)と、納付書や口座振替による納付(普通徴収)の2通りです。

特別徴収	普通徴収
<p>年金を受給している方は、原則、年金からの引き落としになります。</p> <p>4月・6月・8月は、<b>年間保険料額が確定していないため、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を納めていただきます。</b></p> <p>10月・12月・2月は、<b>7月に確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めていただきます。</b></p> <p>保険料が特別徴収される方には、年金からの引き落としが始まる前に、お住まいの市町村担当課から通知が送付されます。</p>	<p>特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替により、保険料を納期限までに納付していただきます。</p> <p>保険料を納付書で納付していただく方には、7月に当該年度の保険料額が算定され、お住まいの市町村担当課から納付書が送付されます。</p> <p>保険料の口座振替を希望される場合は、金融機関等の窓口で手続きが必要になりますので、お住まいの市町村担当課にお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">&lt;イラスト&gt;</p>

※年度の途中で後期高齢者医療制度に加入した方は、資格取得月の翌月以降にお住まいの市町村担当課から保険料納付の通知が届きます。

※国民健康保険料(税)が特別徴収されていた方でも、資格取得直後は普通徴収となります。後期高齢者医療保険料の特別徴収が開始するまでには、資格取得から6か月～1年ほどかかります。

※次のような場合は、特別徴収になりません。

- 年金受給額が年額 18 万円未満の方
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額 の2分の1を超える方
- 複数の年金を受給しているが、法令により特別徴収が優先される年金が前2項目のいずれかに該当する方

#### 口座振替についてのご案内

##### ◎保険料の納付には口座振替が便利です

口座振替の手続きをしておくことで、以降の保険料の納め忘れを防止でき、金融機関等に出向く手間を省くことができます。

##### ◎特別徴収を希望されない方は、口座振替によるお支払いに変更できます

特別徴収を希望されない方は、保険料の納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができます(ただし、住民税等の納付状況により、口座振替への変更が認められない場合があります)。

口座振替への変更手続きについては、お住まいの市町村担当課にご確認ください。

※口座振替にした場合は、原則、保険料を納付した口座名義人に社会保険料控除が適用されるため、世帯全体でみたときの住民税・所得税の負担額が少なくなる場合があります。

##### ◎国民健康保険の口座振替は、後期高齢者医療制度に加入しても引き継がれません

年度途中で国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入した方(または加入する予定の方)で、**引き続き口座振替をご希望の場合は、改めて手続きが必要です。**

⇒詳しくは、お住まいの市町村担当課にお問い合わせください。

#### 保険料を滞納したとき

特別な理由がなく保険料を一定期間滞納した場合は、延滞金の加算や財産の差押を受けることがあります。

保険料は、公費や現役世代からの支援金とともに、後期高齢者医療制度の大切な財源になりますので、必ず期限内に納付してください。

#### 保険料の納付に関するご相談は市町村へ

保険料の納付に関するご相談は、お住まいの市町村担当課で受け付けております。

**特別な理由により保険料の納付が困難な場合は、滞納のままにせず、お早めにご相談ください。**

## 健康診査について

お住まいの市町村では、糖尿病や高血圧症・脂質異常症などの生活習慣病等の早期発見・早期治療による重症化予防に役立てていただくため、後期高齢者健康診査を実施しています。

定期的に医療機関を受診されている方につきましても、受診することができますので、ぜひ健康診査をご利用ください。

### ●基礎健診項目

問診/身体計測(身長、体重、BMI)/血圧測定/血液検査(脂質、肝機能、血糖検査)/尿検査(尿糖、尿蛋白)

※上記の検査項目を無料で受診することができますが、追加検査項目を実施する場合は、自己負担が発生することがあります。

※生活習慣病で受診中の方は、主治医に相談のうえ受診ください。

### ●実施場所・期間

健診場所や健診日・追加検査項目は市町村によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村の健診担当課にお問い合わせください

### ●健康診査結果の閲覧

マイナポータルにおいて、令和2年度以降に受診した健診結果を閲覧できるようになりました。

※最新の健診結果の閲覧は、受診月から数か月期間を要します。

### 健診で異常値があったら医療機関を受診しましょう

健診結果が届いたら、異常値がないかを必ず確認しましょう。異常値がある場合は、自己判断をせず、すぐに医療機関を受診しましょう。

早期の治療を行うことで、健康寿命の延伸や医療費の抑制につながります。

## 健康寿命を延ばすための「フレイル」予防

毎日をいきいきと健康に過ごすためには「フレイル」予防が大切です。

「フレイル」を予防するためには「栄養・口腔」「運動」「社会参加」の3つを意識し、日々の生活を見直しましょう。

### ●「フレイル」とは？

加齢とともに心身の機能が低下している状態を「フレイル」といいます。そのままにしてしまうと介護が必要になる危険性が高まりますが、生活習慣を見直すなどの予防や対処をすることで改善ができます。

【フレイルチェック】いくつ当てはまりますか？チェックしましょう。

- 筋力(握力)が低下した
- 6か月で体重が2～3kg以上減った
- 体を動かすことが減った
- 疲れやすくなった
- 歩くのが遅くなった

⇒3つ以上当てはまるとフレイルの可能性がります。

※改訂 J-CHS 基準を改変して作成

### ●元気に過ごすためのポイント

- ・「たんぱく質」を意識して、1日3食きちんと食べて、栄養バランスのよい食事を心がけましょう。
- ・お口の健康のために、噛む力や飲み込む力を保ちましょう。  
また、定期的に歯科健診等でお口の中をチェックしましょう。
- ・生活の中でこまめに体を動かし、無理のない運動を継続しましょう。
- ・地域社会とのつながりを大切に、人と交流する機会を持ちましょう。
- ・1年に一度健康診査を受けて、健康状態を確認しましょう。

## 正しい医療のかかり方

これからも安心して医療を受け続けられるように、適正受診を心がけましょう。  
私たち一人ひとりの意識や行動で医療費を抑えることができます。

### ●かかりつけ医を受診しましょう。

日常的な病気の治療や、医療相談などに応じてもらえる「かかりつけ医」を持つことは大切です。気になる症状があれば、まずは「かかりつけ医」を訪ねるようにしましょう。

#### 【ご存知ですか？リフィル処方箋】

症状が安定している人に対して、医師が認めた期間・回数(上限3回)に限り、再診を受けずに同じ処方箋を薬局で受け取ることができる処方箋のことです。リフィル処方箋を希望する方は、かかりつけ医に相談してみましょう。

※医師の判断により、リフィル処方箋にできない場合があります。

※投薬量に限度がある医薬品(向精神薬や新薬)、湿布薬などはリフィル処方箋の対象外です。

### ●かかりつけ薬局に行きましょう。

どの医療機関を受診したとしても、薬を調剤してもらう薬局を1つにすることで、薬の飲み合わせや薬歴、副作用がないかなどを継続的に把握してもらうことができます。薬をもらうときはお薬手帳を持って「かかりつけ薬局」でもらいましょう。

#### 【「お薬手帳」は一冊にまとめて持って行きましょう。】

医師や薬剤師は、お薬手帳を見て薬を確認し、薬の重複や副作用を予防しています。そのため、お薬手帳が何冊もあると、薬の重複や飲み合わせのチェックができません。薬の飲み合わせによって、効きすぎたり、効かなかったり、場合によっては症状を悪化させてしまうことがあります。

#### 【ジェネリック医薬品(後発医薬品)およびバイオシミラーについて】

ジェネリック医薬品は、特許期限が過ぎた先発薬と同じ有効成分で、効き目も安全性も同等の薬です。

また、バイオシミラーは、効果や安全性はそのままのバイオ医薬品です。

どちらも一般的に先発医薬品よりも低価格なため、医療費を軽減することができます。

- ・変更を希望する場合には、医師や薬剤師に相談しましょう。(希望シールを活用すると意思表示がしやすくなります。)
- ・希望シールは、お住まいの市町村担当課にありますので、ご利用ください。
- ・すべての先発医薬品にジェネリック医薬品及びバイオシミラーが備わっているわけではありません。
- ・変更の際は、必ず薬の特徴などについて医師、薬剤師から説明を受けてください。

### 【重複・多剤服薬について】

同じ時期に複数の医療機関から同じ効能の薬が重複して処方され、服用している状態を重複服薬といいます。また、必要以上に多くの薬が処方され、服薬している状態を多剤服薬といいます。4～6種類以上の服薬は多剤服薬状態の可能性が高いといわれています。その際は、医師や薬剤師にご相談ください。

### 【ポリファーマシーとは？】

複数の薬を服用することで、副作用を招いたり、正しく薬が飲めなくなるなどの健康への悪影響が問題になっています。6種類以上の薬を服用すると副作用の危険が高まるといわれています。薬の種類が多い場合は、医師や薬剤師に相談してみましょう。

## 医療費通知書について

広域連合では、医療費通知書を年2回発行しています。被保険者の方が受けた医療の履歴を記載していますので、通知書を保管していただき、ご自身の健康管理や医療費の管理にご活用ください。

※医療機関等から発行された領収書と、医療費通知書の医療費の金額は、異なる場合があります。

※医療費通知情報について、マイナポータルでも確認できますのでご活用ください。

### 【医療費通知書の発行スケジュール】

発行月	対象期間
令和8年7月	令和7年11月～令和7年12月(2か月分)
令和9年2月	令和8年1月～令和8年10月(10か月分)

## 医療費控除(確定申告)に係る対応について

平成29年度税制改正に伴い、申告の際に医療費通知書を添付することで、「医療費控除の明細書」の作成を簡略化できるようになりました。当広域連合では、医療費控除に対応した医療費通知書を発行しています。

ただし、確定申告までに発行される医療費通知書は、10月診療分までになります。11月以降に診療したものや医療費通知書に記載がないものは、領収書で対応してください。

※医療費控除に関することは、管轄の税務署にお問い合わせください。

## お問い合わせ先一覧

市町村名		担当部署	電話番号
あ	阿見町	国保年金課	029-888-1111
い	石岡市	保険年金課	0299-23-1111
	潮来市	市民課	0299-63-1111
	稲敷市	保険年金課	029-892-2000
	茨城町	保険課	029-292-1111
	牛久市	医療年金課	029-873-2111
お	大洗町	住民課	029-267-5111
	小美玉市	医療保険課	0299-48-1111
か	笠間市	保険年金課	0296-77-1101
	鹿嶋市	国保年金課	0299-82-2911
	かすみがうら市	国保年金課	0299-59-2111
	神栖市	国保年金課	0299-90-1143
	河内町	町民課	0297-84-2111
き	北茨城市	保険年金課	0293-43-1111
こ	古河市	国保年金課	0280-22-5111
	五霞町	町民税務課	0280-84-1965
さ	境町	保険年金課	0280-81-1306
	桜川市	国保年金課	0296-75-3125
し	下妻市	保険年金課	0296-43-2111
	城里町	国保年金課	029-288-3111
	常総市	健康保険課	0297-23-2111
た	高萩市	市民課	0293-23-1111
	大子町	町民課	0295-76-8125
ち	筑西市	医療保険課	0296-24-2111

市町村名		担当部署	電話番号
つ	つくば市	医療年金課	029-883-1111
	つくばみらい市	国保年金課	0297-58-2111
	土浦市	国保年金課	029-826-1111
と	東海村	保険課	029-282-1711
	利根町	保険年金課	0297-68-2211
	取手市	国保年金課	0297-74-2141
な	那珂市	保険課	029-298-1111
	行方市	国保年金課	0299-55-0111
は	坂東市	保険年金課	0297-35-2121
ひ	日立市	国民健康保険課	0294-22-3111
	常陸太田市	保険年金課	0294-72-3111
	常陸大宮市	医療保険課	0295-52-1111
	ひたちなか市	国保年金課	029-273-0111
ほ	鉾田市	保険年金課	0291-33-2111
み	水戸市	国保年金課	029-232-9528
	美浦村	国保年金課	029-885-0340
も	守谷市	国保年金課	0297-45-1111
や	八千代町	国保年金課	0296-48-1111
ゆ	結城市	保険年金課	0296-32-1111
り	龍ヶ崎市	保険年金課	0297-64-1111
<b>茨城県後期高齢者医療広域連合</b>			
<b>事業課</b> (資格及び保険料に関すること)			029-309-1213
(健康診査・医療費通知書に関すること)			029-309-1212
<b>給付課</b> (給付に関すること)			029-309-1214

### こんなときは必ず届け出を！

こんなとき	届出に必要なもの
一定の障害がある方が 65 歳になったとき、 または 65 歳を過ぎて一定の障害がある状態 になり、この制度の適用を受けようとするとき	➤ これまでお使いの資格確認書等 ➤ 国民年金証書、身体障害者手帳等、障 害の程度を証明する書類
ほかの都道府県に転出するとき	➤ 資格確認書等
ほかの都道府県から転入してきたとき	➤ 負担区分証明書
同じ都道府県内で住所が変わったとき	➤ 資格確認書等またはそれに準ずる証明 書等
生活保護を受けるようになったとき	➤ 資格確認書等
死亡したとき	➤ 死亡した方の資格確認書等

※上記以外のものが必要になる場合があります。詳しくは、お住まいの市町村担当課までお問  
い合ってください。

後期高齢者医療制度でもマイナンバー(個人番号)を利用しますので、届け出の際に  
はマイナンバーの記入をお願いします。